

主な指導事例（平成 26 年 7 月）

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概要
小売業	大規模小売事業者である A 社は、自社で販売する商品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後に供給を受けた商品について、仕入伝票ごとに、あらかじめ定めた消費税込みの単価に品目別の数量を乗じて得た金額について 1 円未満の端数を切り捨てた金額を算出し、これらの仕入伝票ごとの金額を合計した金額を支払っていた。

2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概要
電気工事業	家庭用の空調機器の取付け・取外し等の工事を委託している B 社は、当該工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後に受ける当該役務の委託代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
建設業	手すり等の工事を委託している C 社は、当該工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
小売業	大規模小売業者である D 社は、店舗等の賃貸人のうち、消費税を含む額で賃借料を契約している賃貸人（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの賃借料を据え置いていた。
不動産賃貸業	自社が保有する不動産の内装工事を委託している E 社は、当該工事を委託する事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。

3 利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 2 号）

業種	概要
卸売業	日用品等の卸売をしている F 社は、当該日用品等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げに伴い、自社の費用負担を明確にすることなく、納入する商品について消費税率の引上げに対応した値札に付け替える作業を要請した。

4 本体価格での交渉の拒否（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 3 号）

業種	概要
出版業	自社の出版する雑誌の掲載記事の編集を委託している G 社は、当該編集を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、当該事業者との価格交渉において本体価格での交渉の申出があったにもかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日以降も税込価格のみを用いていた。